



社援第 2971 号
令和 3 年 2 月 25 日

八尾市長様

大阪府知事



生活保護法施行事務監査の結果について（通知）

令和 2 年 10 月 29 日、12 月 22 日及び 23 日の 3 日間にわたり貴市福祉事務所に対して実施した標記結果については、下記のとおりです。

ついては、下記の事項に対し是正改善の措置を講じるとともに、その措置結果について、令和 3 年 3 月 25 日（木）までに報告してください。

記

1 保護廃止時の適切な取り扱いについて

監査直近 1 年間に於いて保護の廃止決定となったケースを抽出して検討したところ、以下の事例が認められました。

- ① 被保護者と連絡が取れず居住実態が不明なため、失踪による廃止としたが、決定後に居宅内で死亡していたことが判明した事例
- ② 失踪による廃止等、保護の廃止決定に際し、その検討内容及び結果がケース記録等に記載されておらず、組織的な検討が行われていたかを読み取れない事例
- ③ 辞退届による廃止において、就職先や収入の見込みなど自立の目途の確認や辞退に至った経緯の記載が十分でない事例
- ④ 指導指示違反による廃止において、文書による指導指示の指示内容が十分でない事例については、保護の廃止決定については以下の点に留意して適切に対応してください。

(1) 生活状況の把握において、理由もなく不在が続いている等、生活状況が不明であるにも関わらず適切な処置がとられていない状況が認められました。「保護の実施機関における訪問基準の作成について」（平成 27 年 3 月 31 日付社援保発 0331 第 4 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）2-（1）により、臨時訪問を行い、不在が継続する場合には同通知 2-（2）により、訪問計画の見直しを行うとともに、適時、適切に援助方針の見直しを行い、関係機関との連携や、関係者等への聞き取り調査を実施するなど、早い段階で生活状況や不在理由の把握に努め、必要な指導援助を行ってください。

(2) 訪問調査等において確認した事実や対応等のケース記録への記載は、保護の廃止に至る判断を行う根拠となりますが、その記載が乏しく、また、援助方針の見直しや保護の廃止、廃



止日を遡及した理由等についての、ケース診断会議等組織的検討の有無や検討内容、結果が読み取れませんでした。

したがって、現業員は、援助方針に基づいて訪問調査を実施し、その結果を査察指導員等に速やかに報告し、ケース記録に確実に記載してください。査察指導員は、ケース審査を徹底し、現業員に対して適時、適切な指導を行い、必要に応じケース診断会議等の開催を検討してください。所長等幹部職員は、査察指導員の現業員に対する指導状況及び現業員の現業事務実施状況等を把握し、実施機関全体の問題として取り組んでください。

- (3) 辞退届が提出された場合には、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「(課)」という。)第10の12-3を踏まえ、辞退届が任意かつ真摯な意思に基づく有効なものかを確認するとともに、自立の目途を十分に聴取し、保護を廃止することで直ちに急迫した状況に陥ることのないよう留意し、組織的検討の上、決定してください。
- (4) 生活保護法(以下、「法」という。)第27条による指導指示を行う際には、指導指示内容及び期限の設定については単なる来所指示だけではなく、被保護者本人の保護の目的達成上必要かつ実現の可能性があるものとし、法第62条第3項並びに同条第4項に基づく処分等に際しては、(局)第11の2及び(課)第11の1に基づき、「生活保護行政を適正に運営するための手引きについて」(平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)Ⅱを踏まえ、決定してください。
- (5) 所長等幹部職員及び査察指導員は、保護廃止等の決定処分の手続きが適正であることを必ず確認し、必要に応じ現業員の指導を行ってください。

2 訪問調査活動の充実強化及び適切な援助方針の策定について

運営管理ヒアリング及び事項別検討、ケース検討の結果、1年以上の長期にわたり家庭内面接が行われていない(以下「長期未訪問」という。)事例、訪問計画に沿った訪問頻度が確保されていない事例が認められました。

また、援助方針について、被保護者個々の課題に応じた具体的な方針が策定されていない事例、1年以上援助方針の見直しが行なわれていない事例等が認められました。

については、訪問調査活動は生活保護制度の中核をなす重要な現業業務であるという認識のもと、現業員は計画に基づく訪問調査活動を確実に実施し、被保護者の不在が続く場合には、被保護者との訪問日時調整、時間帯変更など訪問の方法を工夫することにより、確実に家庭内面接を実施し、必要に応じ関係機関との連携や、関係者等への聞き取り調査を実施するなど、生活状況の把握に努めてください。幹部職員及び査察指導員は、年間を通して、必要な訪問回数とその実施状況を把握するとともに、必要に応じ臨時訪問の実施を指示するなど、組織的進行管理を実施してください。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、現下の状況においては「今般の緊急事態宣言等に伴う生活保護業務における対応について」(令和3年1月7日付け厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡)別添1の1-(2)「訪問調査活動について」に留意し、組織的に検討の上、速やかに生活実態等の把握に努めてください。また、昨年度監査以降の長期未訪

八尾市公文書公開

問の解消や訪問実施率を上げるための貴市の取り組みについて精査し、実効性のある改善策を検討の上、報告してください。

援助方針の策定については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「(局)」という。）第12の4に基づき、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）第1編問12-1を踏まえ、訪問調査等で把握した被保護者の生活状況を踏まえ、世帯及び世帯員それぞれの自立に向けた課題を分析の上、具体的な援助方針を策定してください。

なお、被保護世帯に対する指導援助の結果を適時、適切な時期に評価し、援助方針の見直しを行ってください。援助方針の見直しは、世帯の状況等に変動がない場合であっても少なくとも年1回以上行ってください。

3 組織的運営管理及び査察指導機能の充実強化について

運営管理ヒアリング、事項別検討及び個別ケース検討の結果、「保護の廃止」、「法第27条による指導指示」、「法第63条の一部返還免除」、「法第78条の適用」等において、以下の事例が認められました。

- ① 所長等幹部職員の出席したケース診断会議等に諮るなどの組織的検討が行われていない事例、又はその検討内容及び結果が記録されていない事例
- ② ケース記録において、確認した事実や対応等の記載が無く、決定処分の根拠等について読み取れない事例
- ③ 法第63条適用ケースにおいて、収入認定の一部未処理による保護費の過払いが生じるなど、査察指導員等によるケース審査が不十分な事例

ケース診断会議等組織的検討は、ケースの援助方針、決定処分の内容等を総合的に審査検討し指導援助のあり方について、実施機関として意思統一を図ることを主たる目的として実施するものです。また、ケース記録等は、その世帯の実情、保護の決定根拠などの客観的事実により記載され、援助方針とともに実施機関内で共有するものです。

については、次の点に留意の上、生活保護の適正実施のためのケース審査や組織的運営管理についての具体的な改善策を検討し、報告してください。

- (1) 現業員は、訪問調査活動や扶助費の算定事務等の現業事務について、その重要性を十分認識の上、実施機関として決定された方針に基づき実施し、その内容をケース記録等に確実に記載し、速やかに回付してください。
- (2) 査察指導員は、保護の実施要領等に基づき、ケース審査を徹底し、現業員の記載したケース記録や決定処分の根拠について、点検や確認をしてください。また、査察指導台帳等を有効に活用することにより、現業員に対して適時、適切な指導を行い、必要に応じて期限を付して指示し、その指導内容を記録し、事後の措置状況を現業員に報告させる等により、確実な進行管理を実施してください。
- (3) 所長等幹部職員は、査察指導員の現業員に対する指導状況及び現業員の現業事務実施状況等を把握し、保護決定に係る算定誤り等が発生した要因を分析し、組織的な再発防止策として具体的な改善方法を講じ、確実に実施してください。



また、援助困難ケースに対する援助方針の策定、法第63条の一部返還免除、法第78条の適用、新規開始及び廃止決定、暴力団員への保護の適用、自動車の保有可否の決定、法第27条による指導指示をする場合や安否不明など緊急的な対応が求められる場合等は、所長等幹部職員が出席するケース診断会議等に諮り速やかに具体的対応について組織的検討を行ってください。

- (4) 査察指導員及び幹部職員は、決定や処分を行う場合の手続きやその検討内容、結果をケース記録等に記載することについて、現業員に周知徹底してください。決裁等の際は、その手続きが適正か、ケース記録への記載がなされているか等を確認し、必要に応じ補正を指示する等、現業員の指導を行ってください。

なお、返還金等の納付額については、家計や生活状況について可能な限り把握し、被保護世帯の自立助長についても十分配慮のうえ、生活に支障が無いと考えられる範囲の金額とするよう組織的に検討してください。

4 実施体制の整備について

監査時現在、現業員は社会福祉法に定める標準数に比して27名不足している状況にあり、査察指導員は厚生労働省が標準数とする数に比して十分でない状況です。

今回の監査において、是正改善が必要であると認められた事項については、実施体制の未整備が少なからず影響しているものと思われ、このことは、現業員及び査察指導員に対し過度の負担を強いることとなり、結果として効果的な指導援助ができず、ケースワークの停滞を招くこととなります。

については、制度の適正な運営を確保する観点から、現業員及び査察指導員の所要人数の早期の充足に努めてください。

5 ケース検討の結果について

ケース検討の結果、是正又は改善すべきケースが別紙様式3（措置を要するケースの問題点）のとおり認められました。

については、これらの指摘事項に対して是正改善の措置を講じるとともに、別紙様式1～3によりその措置結果を報告してください。

なお、当該指示ケース以外に監査において口頭にて指摘を行った事項についても、併せて所要の措置を講じるとともに、今後同様のケースに留意してください。

担当：大阪府福祉部地域福祉推進室社会援護課

生活保護審査・指導グループ 若月

電話：06-6944-6664(直通)

FAX：06-6941-0227

e-mail:shakaiengo-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp

八尾市公文書公開

(別紙様式2) 文書指摘ケースの措置状況

(一般分・継続分)

八尾市福祉事務所

ケース番号	文書指摘事項件数	措置済の事項件数											①～③ 合計	指導援助中のもの	③	備考		
		A	B	C	D	a	b	c	d	E	F	G					H	
1	該当無し	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	新規開始ケース	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3	高齢者等多様なニーズを有するケース	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
4	稼働年齢層の者のいるケース	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5	その他のケース	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	該当無し	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(注) 1 「文書指摘事項件数」欄は、ケース検討票の改善指すの内容欄の文書指す事項数であり、文書指摘ケース数と一致しない場合もあること。
 2 「文書指摘事項件数」欄は、各事項の合計数と一致すること。
 3 「その他の措置」欄は、「備考」欄にその主な内容を記入すること。
 4 「措置を要しなかったもの」欄は、廃止等により措置に至らなかったものの件数であること。

八尾市公文書公開

(別紙様式1) 文書指摘ケースの保護費の変動状況

(一) 一般分 ・ 継続分)

八尾市福祉事務所

ケース番号	保護費に変動があったもの				変更適用 (異動) 年月日 a	変更決定 (変更起案) 年月日 b	是正改善前				是正改善後				相導指示に伴う 保護費変動額 [別掲:医療扶助額] E: CxD
	廃止	停止	扶助 費減	扶助 費増			最低生活費	収入充当額	[別掲:医療扶助額] 扶助額A	最低生活費	収入充当額	[別掲:医療扶助額] 扶助額B	影響額 C: B-A	週及 月数 D	
1 暴力団関係者ケース															
該当無し					年月日	年月日	[]			[]		[]		[]	
2 新規開始ケース															
該当無し					年月日	年月日	[]			[]		[]		[]	
3 高齢者等多様なニーズを有するケース															
					年月日	年月日	[]			[]		[]		[]	
					年月日	年月日	[]			[]		[]		[]	
4 高齢年齢層の者のあるケース															
					年月日	年月日	[]			[]		[]		[]	
					年月日	年月日	[]			[]		[]		[]	
5 その他のケース															
該当無し					年月日	年月日	[]			[]		[]		[]	

(注) 1 「保護費に変動があったもの」及び「保護費に変動なく措置済」欄は、該当する項目欄に○印を附すこと。また、「保護費に変動なく措置済」欄には、別紙様式2 文書指摘ケースの指図状況の表中の指図選動中のもの及び未指図を空欄とすること。
 2 「是正改善前」及び「是正改善後」欄は、福祉事務所がケースに対し指図指示した結果、最低生活費等に影響が生じたもののみを記入し、最低生活費等に影響が生じた時点での「改善前」「改善後」を計上すること。
 3 「医療扶助額」は、監査時の直近月のレセプト点数に10を乗じて得た額を計上すること。ただし、通院指導等措置が医療扶助の変更を伴う場合、「是正改善後」には本報告時の直近月のレセプト点数に10を乗じて得た額を計上すること。
 4 E欄は指図・指示以降の保護費の変動ではなく、指図・指示によるこれまでの保護費の週及変動額である。したがって、指図・指示により保護費の変動が生じた場合、a(変更を適用した年月日)とb(変更開始の起案年月日)に於いた週及月数をD欄に記載すること。特にa, b欄との週及可能月数等の整合性に留意すること。
 5 法第63条を適用した場合や、週及し追加支給することができない額は、保護費の変動状況には含まれないため記載しないこと。

八尾市公文書公開

(別紙様式3)

(一般分・継続分)

措置を要するケースの問題点

八尾市福祉事務所

ケース番号	指摘内容	文書指摘ケースの措置状況	
		措置状況	扶助費の措置状況
4	稼働年齢層の者のいるケース	<p>令和3年1月7日付け厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡「今般の緊急事態宣言等に伴う生活保護業務における対応について」に留意して、計画に沿った訪問調査等を実施し、生活実態を把握の上、必要な指導援助を行うこと。</p> <p>令和3年1月7日付け厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡「今般の緊急事態宣言等に伴う生活保護業務における対応について」に留意して、計画に沿った訪問調査等を実施し、生活実態を把握の上、必要な指導援助を行うこと。</p> <p>高額家賃であることを踏まえ、具体的な援助方針を策定すること。</p> <p>①(主)の二男について、その職業、収入、被保護者との交流状況等を主その他から聴取する等の方法により、扶養の可能性を検討すること。</p> <p>②令和3年1月7日付け厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡「今般の緊急事態宣言等に伴う生活保護業務における対応について」に留意して、計画に沿った訪問調査等を実施し、生活実態を把握の上、必要な指導援助を行うこと。</p>	
5	その他のケース		
該当無し			

八尾市公文書公開

* (注)措置の結果(医療費を含む1ヶ月当りの保護費)、保護費に変動があったものについては、「扶助費の措置状況」欄にその増減を必ず記入すること。

(別紙様式3) (一般分・継続分)

措置を要するケースの問題点

八尾市福祉事務所

ケース番号	指摘内容	文書指摘ケースの措置状況	
		措置状況	扶助費の措置状況
1	暴力団関係者ケース		
該当無し			
2	新規開始ケース		
該当無し			
3	高齢者等多様なニーズを有するケース		
	(主)の年金の受給に要する裁定請求等の申請指導を行うこと。		
	①高額家賃であることを踏まえ、具体的な援助方針を策定すること。 ②(主)の長男について、その職業、収入、被保護者との交流状況等を主その他から聴取する等の方法により、扶養の可能性を検討すること。		

八尾市公文書公開

* (注)措置の結果(医療費を含む1ヶ月当りの保護費)、保護費に: があったものについては、「扶助費の措置状況」欄にその 必ず記入すること。